

別記関係団体担当理事等 殿

国土交通省 海事局長
宮武 宜史
(公印省略)

液体化学薬品における未査定物質の事前査定結果について

標記について、下記のとおり査定しましたので、ご了知願います。また、関係各位へ周知方願います。

記

1. 物質

- 品名： (1) 「ノナン」、「イソアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物」、「ドデカン」及び「イソアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物」の混合物
(別名： IP SOLVENT 1620)
- (2) 「ドデカン」、「イソアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物」及び「イソアルカン（炭素数が 16 から 18 までのもの及びその混合物に限る。）」の混合物
(別名： IP SOLVENT 2028)
- (3) 「イソアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物」及び「ドデカン」の混合物
(別名： MERVEILLEUX 30)
- (4) 「イソアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物」、「ドデカン」及

び「イソアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物」の混合物
 (別名: MERVEILLEUX 40)

2. 査定結果

- (1) 「ノナン」、**「イソアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物」**、「ドデカン」及び「イソアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物」の混合物
 (別名: IP SOLVENT 1620)

危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目の保護	呼吸及び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃							
S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	A, C		不要		1. 19. 6

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 の備考に定めるところによる。

ただし、以下のいずれかに該当した場合にあっては、当該改正後の内容を本査定結果に代えて適用するものとする。

- ① 国際海事機関が発出する回章 (MEPC. 2/Circ.) の改正により当該液体化学薬品に係る査定結果が変更され、その効力を生じたとき
- ② 船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたとき

- (2) 「ドデカン」、**「イソアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物」**及び「イソアルカン（炭素数が 16 から 18 までのもの及びその混合物に限る。）」の混合物
 (別名: IP SOLVENT 2028)

危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目の保護 呼吸及び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	3	2G	開放	不要	—	—	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第8の3の備考に定めるところによる。

ただし、以下のいずれかに該当した場合には、当該改正後の内容を本査定結果に代えて適用するものとする。

- ① 国際海事機関が発出する回章 (MEPC. 2/Circ.) の改正により当該液体化学薬品に係る査定結果が変更され、その効力を生じたとき
- ② 船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第8の3につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたとき

(3) 「イソアルカン (炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。) 及びシクロアルカン (炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。) 並びにその混合物」及び「ドデカン」の混合物
(別名: MERVEILLEUX 30)

危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目の保護 呼吸及び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第8の3の備考に定めるところによる。

ただし、以下のいずれかに該当した場合には、当該改正後の内容を本査定結果に代えて適用するものとする。

- ① 国際海事機関が発出する回章 (MEPC. 2/Circ.) の改正により当該液体化学薬品に係る査定結果が変更され、その効力を生じたとき
- ② 船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第8の3につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたとき

- (4) 「イソアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物」、「ドデカン」及び「イソアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物」の混合物
 (別名：MERVEILLEUX 40)

危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目の保護 呼吸及び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2	2G	開放	不要	—	—	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 の備考に定めるところによる。

ただし、以下のいずれかに該当した場合にあっては、当該改正後の内容を本査定結果に代えて適用するものとする。

- ① 国際海事機関が発出する回章 (MEPC. 2/Circ.) の改正により当該液体化学薬品に係る査定結果が変更され、その効力を生じたとき
- ② 船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたとき

以上

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長	井上 清登
一般財団法人 日本海事協会	副会長	菅 勇人
一般社団法人 日本船主協会	理事長	森重 俊也
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	瀬部 充一
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事	渡田 滋彦
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常務理事	小濱 照彦
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	小田 啓太
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本海事検定協会	会長	石田 正明
一般財団法人 新日本検定協会	会長	阿久根 泰一
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代表者	濱中 誠司
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollied
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎
一般社団法人 日本化学工業協会	会長	岩田 圭一